

令和7年度 鹿角市再エネ推進補助金

【木質バイオマス熱利用設備導入支援事業：家庭向け】



1 事業概要

・2030年度におけるカーボンニュートラル達成にむけ、木質バイオマス熱利用設備の導入を促進することで、光熱費の削減やエネルギー利用の効率化を図るための投資による経済成長を促し、電力の地産地消やエネルギーの自給自足の確立を目指します。

2 申請の期限

【申請期限】 令和8年1月30日（金）

【事業完了期限】 令和8年2月27日（金）

【実績報告期限】 ① 事業が完了した日から起算して10日を経過した日
② 令和8年3月10日（火）

※ ①、②のいずれか早い日までに報告してください。

※ 実施前に申請し、交付決定を受けてから着手してください。

※ 期限までに実績報告の提出がない場合は、補助金の交付はできません。

また、事業期間内で終了できない場合は、別途ご相談ください。

(1) 先着順です。
(2) 予算がなくなり次第終了します。必ず事前にご相談ください。

3 交付対象者

・市内に住所を有している個人（暴力団関係事業者、性風俗営業を営む者を除く）
事業終了後、鹿角ゼロカーボンサポーターに登録させていただきます。

4 対象となる経費

・熱利用設備（木質バイオマス熱利用）設備の導入に係る経費

詳細は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号制定）別表第1に定める工事費、設備費、業務費、事務費に限ります。同要領に変更が生じた場合は、最新のものを採用します。

例) 工事費：本工事費（材料費、労務費、直接経費）、付帯工事費、機械器具等、測量及び試験費

設備費：設備費、運搬、調整、据付費 業務費：機器、設備、システムによる調査、設計、製作等

業務費：機器、設備、システム等に係る調査、設計、製作、試験、検証に要する経費

事務費：賃金、社会保険料、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費等

※ 上記に掲げるものであっても、付帯的な設備等の場合、該当にならない場合があります。

5 補助金額等

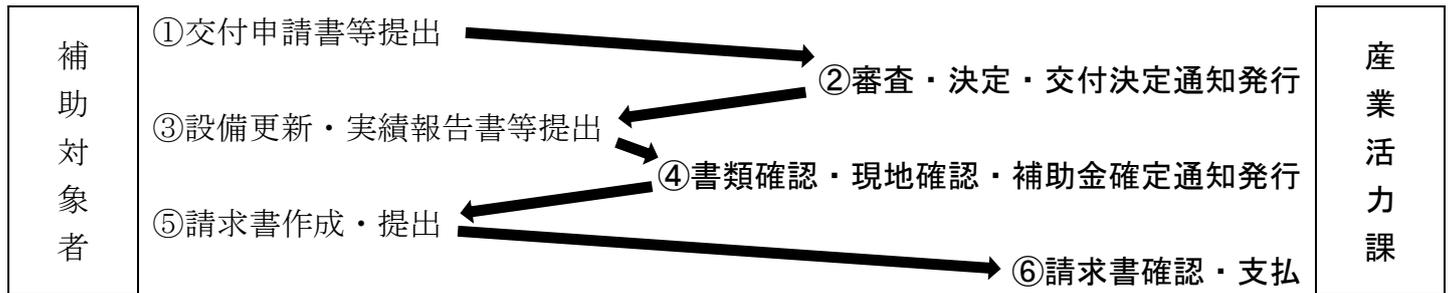
・木質バイオマス熱利用機器

薪・ペレットストーブなどの機器・設備	2/3（上限10万円）
--------------------	-------------

※ バイオマスの熱利用については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を60%以上としてください。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としません（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しません。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とします。

※ 消費税仕入控除税額がある場合は、減額して申請する必要があります。なお、申請時点で不明でも実績報告や申告により額が確定した場合は、変更または返還の取扱いが生じる場合があります。

6 交付までの流れ



7 提出書類

◇ 申請時（① 交付申請書等提出）

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 補助対象事業費等を確認できる書類（見積書等）※単価・数量が確認できること
- (5) 設備等の仕様書（カタログ等）
- (6) 事業を実施する箇所の概略図（位置図・立面図には設置箇所を表示してください）
- (7) 事業を実施する箇所の現況写真（全景・実際に設置する場所）※新築の場合、現況写真
- (8) 市区町村の税の滞納がないことを証する書類（申請の日前3か月以内に発行されたもの）
※滞納税額のない証明
- (9) 設備等を整備する建物の所有状況がわかる書類（申請の日前3か月以内に発行されたもの）
※全部事項証明書または固定資産評価証明書
- (10) 建物所有者が設備等の設置に承諾した旨の書類（補助申請者以外のものが所有する建物において、設備を整備する場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
 - ①住所要件を証明するもの
 - ②二酸化炭素排出量削減効果のわかるもの（効果算定計算表：ホームページに掲載）

◆ 実績報告時（③ 実績報告書等提出）

- 【1】 事業実績報告書（様式第9号）
- 【2】 補助対象経費の支払が確認できる書類（領収書の写し等）
- 【3】 完成写真（全景、型番、数量が分かるもの）
- 【4】 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
 - ①契約書（本事業実施分に係る契約書で他のもの（住宅費など）が含まれていないこと）
 - ②内訳書（単価・数量が確認できること）

□ 請求時（⑥ 請求書提出）

- 《1》 請求書（様式第11号）

8 お問い合わせ・申請書類提出先

〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4-1
 鹿角市役所 産業部 産業活力課 ゼロカーボン推進室（市役所2階）
 TEL：0186-30-0249 FAX：0186-30-1515
 URL：<http://www.city.kazuno.akita.jp> 各種様式は市HPからダウンロードできます。

鹿角市 HP	環境省 HP	国要領（R5.1.13 改正）			国要領（R6.3.1 改正）		
		実施要領	別紙2	別表第1	実施要領	別紙2	別表第1
							